

松山市へ移譲される事務について

1 概要

「愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の可決・成立をもって、知事の権限に属する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、「法」という。）及び法施行細則（昭和 52 年愛媛県規則第 44 号。以下、「規則」という。）に基づく廃棄物再生事業者の登録に関する事務は、松山市で処理することとなる。

2 移譲時期

平成 31 年 4 月 1 日から

3 移譲先団体の担当部局

〒790-8571 松山市二番町四丁目 7 - 2 別館 4 階

松山市環境部廃棄物対策課

TEL : 089-948-6915

FAX : 089-934-1928

4 事務項目

法及び規則に基づく以下の事務

条項	移譲事務の項目
法第 20 条の 2 第 1 項	廃棄物再生事業者の登録
政令第 19 条	廃棄物再生事業者の登録証明書の交付
政令第 20 条	廃棄物再生事業者の変更の届出の受理
政令第 21 条	廃棄物再生事業者の事業場の休廃止の届出の受理
政令第 22 条	廃棄物再生事業者の取消し
規則第 4 条	廃棄物再生事業者の登録証明書の再交付
規則第 5 条	廃棄物再生事業者の登録証明書の返還